

2019年4月1日より

# 時間外選定療養費 徴収開始のお知らせ

夜間・休日に入院の必要がない軽症患者さんが受診した場合

通常の診療費とは別に、**3,240円(税込)**を  
(3,000円+消費税)

お支払いいただきます。

対象時間	月～金曜日 = 17時15分～翌日8時30分 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日) = 終日
免除となる場合	・診察後、入院(転院)となった場合 ・緊急を要し当日他院から書面で紹介された場合 ・中学生以下の子ども ・福祉医療対象者(母子・父子家庭、重度心身障害者) ・生活保護受給者 等

時間外選定療養費とは  
緊急の受診の必要のない時間外診察を受けた場合の保険外負担金です。

※お問い合わせ先： 医療情報課受付係  
0274-63-2111(代表)

公立富岡総合病院

# ～救急医療を守るために～

## 公立富岡総合病院からのお願い

### 救急医療について

公立富岡総合病院は二次救急医療機関として、入院を必要とするなど緊急性の高い患者さんを24時間体制で受け入れています。救急患者受入数は県内最多ですが、夜間救急を担当する医師は、内科系1名、外科系1名です。

夜間・休日の救急外来では、緊急性の高くない患者さんも受診されるため、本来の目的である重症患者さんへの迅速な対応に支障をきたしかねない状況になっています。

想像してみてください。夜間病気になる、救急隊員から「近くの公立富岡総合病院は救急患者で混雑しているので市外の病院に搬送します」といわれてしまったら。

本当に必要なときに、必要な医療を安心して受けられるように、救急医療に対するご理解をお願いいたします。

### 緊急を除き、時間内の受診を

救急医療は単なる時間外診療ではなく、あくまでも急病時のためのものです。また、通常診療時間内の診療行為と違い、治療は応急処置に限られ、検査にも限界があります。処方される薬も救急では必要最小限の量になります。専門的な治療を希望される場合は、昼間の診療時間内の受診をお願いいたします。

もしもの時の医療を守るため、医療機関へ受診するときは「昼間の診療時間内に受診する」「本当に必要な時に救急医療機関を利用する」「かかりつけ医を持つ」ことを普段からこころがけ、実践してください。そして、自分の都合を優先した受診はやめましょう。



### とみおか健康ダイヤル 24

0120-012-190

※携帯電話からも利用できます。

※24 時間年中無休、相談料・通話料無料

◎看護師などの専門スタッフが、健康・医療、出産・育児、介護の相談に対応します。

### 小児救急電話相談

#8000

※携帯電話からも利用できます。

※相談は無料ですが、通話料は利用者の負担となります。

◎お子さんの急な発熱、嘔吐、腹痛などで、医療機関を受診すべきか迷った時など、お気軽にお電話ください。

相談日時

月～土曜日：

午後6時～翌日午前8時

日曜日・祝日、年末年始：

午前8時～翌日午前8時

### 富岡救急病院等案内

テレホンサービス

0274-64-0099

◎休日の当番医や救急病院の情報を提供します。(24 時間対応)